

令和5年4月27日

教職員 各位
学 生 各位

学 長

静岡大学における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ
変更後の基本的感染対策の考え方について(通知)

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）上の位置づけが令和5年5月8日に5類感染症に変更されます。

5類感染症に変更後は、「新型コロナウイルス感染症に対する基本方針について」、「新型コロナウイルス感染症における活動指針」及び「静岡大学課外活動等活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）」を廃止することとしておりますが、教職員及び学生の皆様におかれましては、当分の間、下記「基本的感染対策の考え方」に基づき、ご協力をお願いいたします。

なお、体調不良時など感染が疑われる場合の登校や就業に関しては、各部局から出される通知等を参照し、適切に対応くださいますようお願いいたします。

記

○基本的感染対策の考え方

対 応	考 え 方
マスクの着用	一律に求めない。（※1）
手洗い等の手指衛生・換気	基本的感染対策として有効なため、可能な範囲で引き続き実施する。
「三つの密」の回避・人と人との距離の確保	一律に求めない。（※2）
入場時の検温・入口での消毒液の設置・アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	一律に求めない。（※3）

※1 着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、以下の点に留意する。

- ①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する学生に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
- ②地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、教職員が学生等に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、学生等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ③政府が示すマスク着用が効果的な場面（高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関・高齢者施設等への訪問時及び通勤・通学ラッシュ時等混雑した電車・バスへの乗車時、等）については、マスク着用が推奨されていることを踏まえて判断すること。

- ※2 高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避ける。(避けられない場合は、マスク着用が有効)
- ※3 イベントや学会等、不特定多数の人が集まる場では、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、主催者等により実施の可否を判断する。

以 上

【参考】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

https://corona.go.jp/news/news_20230406_01.html

【本件担当】

総務課総務係 054-238-3084